

船橋市民生児童委員協議会交付金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、船橋市民生児童委員協議会（以下「市民児協」という。）に対し、予算の範囲内において、船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、船橋市民生児童委員協議会交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、地区民生委員児童委員協議会（以下「地区民児協」という。）の活動を活性化させ、民生委員・児童委員の資質向上を図り、地域福祉の推進を図ることを目的とする。また、地区民児協の会長の県外研修に係る経費を交付することにより、福祉に対する識見の向上を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）地区民児協 本市の区域ごとに組織された、民生委員法（昭和23年法律第198号）第20条に定める民生委員協議会をいう。
- （2）市民児協 船橋市民生児童委員協議会規約（昭和47年4月1日施行）により設置された、地区民児協をもって構成する団体をいう。

（交付対象事業等）

第3条 交付金の対象事業、対象経費及び算定基準は、別表のとおりとする。

（交付金の額）

第4条 交付金の額は、別表の算定基準により算出された額、又は対象経費の実績額のいずれか低い方とする。

（交付申請）

第5条 交付金の申請については、市民児協が規則第3条の規定により行うものとし、補助金等交付申請書（規則第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1）収支予算書
- （2）事業計画書
- （3）前年度決算書
- （4）前年度事業報告書
- （5）その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第6条 市長は、規則第6条の規定により、補助金等交付決定通知書（規則第2号様式）

をもって市民児協に交付の決定を通知するものとする。

(交付申請の取下)

第7条 市民児協は、規則第7条の規定により当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を附して市長に届出なければならない。

2 前項の規定による取下げの申請があったときは、当該申請に係る交付金の交付決定はなかったものとみなす。

(特別事由による交付決定の取消等)

第8条 市長は、規則第8条の規定により、交付金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその内容若しくはこれに附した条件を変更することができる。ただし、交付金の対象となる事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(実績報告)

第9条 市民児協は、当該事業完了時に、規則第12条の規定により、補助事業等実績報告書(規則第5号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に実績報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 事業報告書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付額確定の通知)

第10条 市長は、規則第13条の規定により、補助金等確定通知書(規則第6号様式)をもって市民児協に交付額の確定を通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 市民児協は、規則第15条の規定により交付金の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書(規則第7号様式)に「補助金等確定通知書の写し」を添えて市長に請求しなければならない。

2 市民児協が、交付金の交付について事業完了前に請求しようとするときには、前項の規定を準用する。この場合においては、同項中「補助金等確定通知書の写し」とあるのは「補助金等交付決定通知書の写し」と読み替えるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行し、改正後の別表の規定は、同年4月1日から適用する。

別表（第3条）

	対象事業	対象経費	算定基準
地区民児協交付金	(1) 民生委員・児童委員の職務に必要な知識及び技術の習得のための研修に関する事業 (2) 民生委員・児童委員の職務を行う上での調査研究、情報交換及び連絡調整に関する事業 (3) 民生委員・児童委員及びその活動の普及啓発を図るための事業 (4) その他地域福祉の向上を図るための事業で、市長が適当と認めるもの	報償費 旅費 需用費（資料印刷代、消耗品費） 役務費（通信運搬費、振込手数料） 備品購入費 広報費 使用料及び賃借料 負担金 研修宿泊費（一人あたり、一夜につき14,200円を上限）	委員定数×9,450円 （当該年度の4月1日現在の定数）
地区会長県外研修交付金	民生委員・児童委員の自主活動を強化するために行う県外研修事業	鉄道賃 貸切バス代（乗務員費用含む） 有料道路代 宿泊費（一人あたり、一夜につき14,200円を上限） 施設入場料 保険料	研修参加人数×17,900円

備考 対象経費に食糧費、慶弔費及び交際費は除く。